

為替予約規定(外貨定期預金用)

私/当社は貴金庫に預け入れた外貨定期預金期日払戻時に適用する為替相場を確約するため、貴金庫と為替予約(以下「予約」という。)取引をおこなうにあたり、貴金庫所定の外貨定期預金規定のほか、次の各条項を確約します。

第1条(予約の申込を応諾)

私/当社が貴金庫に予約の申込をするときは、貴金庫制定の用紙に關係外貨定期預金番号等摘要を記載のうえ、貴金庫に届出た署名または記名捺印をおこないます。

なお、定期預金証書を同時に貴金庫に持参し、貴金庫がその申込条件で応諾した場合は、当該書類に必要事項記入のうえ、私/当社に交付願います。

第2条(予約の取消、変更)

- ① 私/当社は貴金庫と締結した予約の取消、変更を行いません。万一やむを得ない事情で、予約の取消、変更を行う場合は貴金庫の承認を得たうえ、第1条の当該定期預金証書を貴金庫へ提出します。これに伴い、手数料、費用、損害金が生じた場合にはすべて私の負担とします。
- ② 予約の対象となった外貨定期預金を万一やむを得ない事情で期日前解約するときは關係予約も取り消すこととし、第1条の当該定期預金証書を貴金庫に提出します。これに伴い、手数料、費用、損害金が生じた場合にはすべて私/当社の負担とします。

第3条(予約最低額)

予約の最低額は1,000米ドル(他通貨のものは同相当額)とします。

第4条(予約の実行、対象定期預金の期日自動解約)

- ① 予約の対象となっている定期預金の満期日には、届出た署名または記名捺印をおこなった第1条の当該定期預金証書を貴金庫に提出し、解約手続をおこないます。なお、該当する予約相場で換算した税引後元利金の円貨額をあらかじめ指定した預金口座に入金してください。
- ② 万一私/当社が第1条の当該定期預金証書を提出しない場合は、予約の対象となっている定期預金は満期日に解約し、該当する予約相場で換算した税引後の元利金の円貨額をあらかじめ指定した預金口座に入金してください。この場合、第1条の当該定期預金証書は届出た署名または記名捺印をおこなって遅滞なく貴金庫に提出します。

第5条（流用禁止）

私/当社はこの予約を他に譲渡したり、予約取引の対象となった外貨定期預金取引以外への使用はいたしません。

第6条（規定の変更等）

- ① 当金庫は本取引の各条項その他の条件について、民法第548条の4の規定により、次の場合に変更できるものとします。
 - (1) お客様の一般の利益に適合する場合
 - (2) 前号の場合を除き、法令の改正、監督官庁の指示、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
- ② 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- ③ 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在